

令和5年5月30日

請求人 ●●●●● 様

弥富市監査委員 佐 藤 孝

弥富市監査委員 佐 藤 高 清

弥富市職員措置請求却下通知書

令和5年5月11日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

弥富市長は、令和4年度土地取得特別会計、土地取得事業、土地購入費1億3,842万8千円であいち海部農業協同組合所有地をJR弥富駅北口駅前広場用地として購入した。同取得用地内のJA会館やとみの物件移転補償費として2億3,299万5千円を支出した。令和4年12月頃になり同取得用地内の基礎杭の撤去工事が行われた。

弥富市では、令和3年度に市民プールの解体（3,949万円 税別）、令和4年度には歴史民俗資料館の解体工事（3,760万円 税別）が行われ双方の施設とも基礎杭は撤去されていない。過去には海部南部水道企業団旧事務所も基礎杭は残置埋没されている。現新庁舎についても住宅2棟の移転補償費の支払いがされているが、基礎杭の撤去は求めておらず残置され、市役所旧庁舎及び車庫棟の解体工事では原則的に基礎杭は撤去せずに新庁舎の基礎杭と干渉する部分のみ撤去又は、干渉する部分のハツリ工事により撤去となっており大半の基礎杭は残置されている。

あいち海部農業協同組合へ支払われた基礎杭の撤去費用の補償額は、最少の経費で最大の効果を挙げておらず、必要且つ最少の限度をこえて支出されており弥富市

に不必要な支出で、地方自治法及び地方財政法に反する行為でありその補填を求めるものである。

2 却下の理由

本件請求は、弥富市職員措置請求書及びこれに添付された事実証明書の各記載を総合しても、あいち海部農業協同組合へ支払われた物件移転補償費のうちいずれの部分が必要ない支出であるのか明らかでなく、財務会計上の行為が他の行為と区別して特定認識できる程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできず、請求の特定を欠くというべきである。

また、本件請求は、あいち海部農業協同組合への移転補償費予算の執行が地方自治法第2条及び地方財政法第4条に反する旨主張するが、他の解体工事との比較のみで本件における基礎杭撤去の必要性は結論付けることができない。上記予算執行が違法であるとする積極的事実を具体的に主張すべきであるところ、本件請求はこの点の主張がないので、違法又は不当であるとする理由も欠くというべきである。

よって、地方自治法第242条に規定される要件を満たしていないと判断し、却下する。